

平成18年第2回三笠市議会定例会

平成18年6月21日(第2日目)

議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 散会宣告

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 | 例月出納検査の実施結果報告について(監報第2号) |
| 日程第 3 | 報告第5号から報告第7号までについて |
| 日程第 4 | 報告第8号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 5 | 報告第9号 三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 6 | 報告第10号 三笠市乳幼児医療費条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 7 | 報告第11号 三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 8 | 報告第12号 平成17年三笠市一般会計補正予算(第7回)の専決処分について |
| 日程第 9 | 報告第13号から報告第16までについて |
| 日程第10 | 議案第31号 三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第32号 三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第33号 三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第34号 三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議題第35号 三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議題第36号 三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議題第37号 平成18年度三笠市一般会計補正予算(第1回)について |
| 日程第17 | 議題第38号 平成18年度三笠市老人保健特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第18 | 議題第39号 平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第1 |

回)について

日程第19 議題第40号 動産(救助工作車)の取得について

日程第20 議題第41号 若松・堤町団地公営住宅建替工事請負契約の締結について

出席議員(15名)

議長	9番	扇谷知巳氏	副議長	6番	田中茉莉子氏
	1番	晴山貞光氏		2番	斉藤勲氏
	3番	齊藤且氏		4番	佐藤孝治氏
	5番	儀惣淳一氏		7番	藤浪成憲氏
	8番	高橋守氏		10番	猿田重夫氏
	11番	谷津邦夫氏		13番	森田三男氏
	14番	熊谷進氏		15番	岩崎賢治氏
	16番	阿部進氏			

説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
企画総務部長	森原裕氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	保健福祉課長	松橋義明氏
経済建設部長	西城賢策氏	農林課長	松本鉄宣氏
商工観光課長	星野直義氏	水道課長	作佐部盛秀氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	吉田正幸氏	病院事務局長	深田智明氏
消防長	富田照男氏	署長兼	辻道元信氏
消防課長	石岡竹志氏	総務予防課長	西原淳志氏
監査委員	杉田忠正氏	生活安全センター長	栗山俊彰氏
		監査委員事務局長	

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一 般 質 問

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に従い、14番熊谷議員の質問を許可します。

熊谷議員、登壇質問願います。

（14番熊谷 進氏 登壇）

14番（熊谷 進氏） 本年第2回の定例会において、私は本市の財政問題1点に絞り質問をいたします。

小林市長就任後3年が経過いたしました。今回は、財政面で過去の実態、今後の見込み等をお聞きしたいと思います。

近年、毎年の本市の予算は、交付税等が削減されている状況下で、自立プランに基づき事業費を抑制しながら不足分は備荒資金を取り崩して予算措置しており、結果として前年度の決算見込みも含め、備荒資金を結果的に取り崩すことなく黒字決算が続いていますが、財政状況は非常に厳しい状況と認識せざるを得ません。最近の国の動向も自立を決断した時点から大きく変わってきていると思われませんが、この点も含め、過去3年間の財政面の総括を市長からお伺いしたいと思います。

また最近、旧産炭地域の借金問題が新聞紙上等をにぎわしています。特に、夕張市においては借金の総額が500億円とも600億円とも言われておりますが、そのうち一時借入金で300億円という膨大な借金が公表され、さらに昨日、財政再建団体の指定を申請するという状況に立ち至っておりますが、その内容はマスコミ等から見る限りでは、極めて驚愕的な内容であると言わざるを得ません。旧空知産炭地域の5市1町は、ほぼ同じ財政状況であると見られがちですが、私は三笠市の借金の実態は、毎年決算状況からして夕張市とは大きく違うと認識をいたしております。市民も大いに心配していると思われまので、平成17年度末の借金の状況を債務保証等も含めて、会計別、種類別に示していただきたいと思っております。

また、一時借入金についても、やりくりは行っていないという認識ですが、昨年度の状況、特に最高額、繰越額についてお示しをしていただきたいと思っております。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） ただいま熊谷議員から財政状況について御質問ございました。お

答えさせていただきます。なお、細かい数字等につきましては所管の方で答弁させていただきますので、ひとつその点御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

御承知のように、私が市長に就任いたしましたのは平成15年でございます。そのときは、御承知のように市町村合併問題で日夜明け暮れたというような状況がございました。そうした中で、前青木市長が平成3年の就任時から、行財政改革に積極的に取り組んできたことは御承知のとおりでございます。このときは、私が就任した時点では、厳しいながらも約6億円程度の貯金を引き継いだところでございます。その後、先ほど申し上げましたように市町村合併の問題で、最終的には平成15年の12月、きのうも申し上げましたが、20日にこの本会議場で自立を選択いたしましたところでございました。自立をしていくためには、財政基盤の確立がまず第一に極めて重要なことでございますので、市民の皆さんや、そしてまた議員の皆さん方の、そしてまた職員自身の協力をいただきながら今日まで行政改革を進めてきたところであります。

その後、15年、16年、17年と三位一体の改革あるいは国の厳しい財政事情から、そのしわ寄せとでもいいたしめようか、地方交付税はどんどん減額され厳しい状況にありましたが、何とか自立を進めていくためには、ただ単にじっとしているのではなく、積極的に財政を好転化させるためにもいろいろな事業、そしてまた市民の福祉増進のためにも、いろいろな政策を行ってまいったところでございます。御承知のように、イオンの誘致によって岡山地区の開発を手がけたほか、その前年には免疫生物研究所の誘致、あるいはまた教育の面では小中一貫教育や、今年度からは小学生の給食無料化などの施策をやってまいりましたし、あわせて高齢者の方々が除雪をしなくてもいいような、そういう福祉対策やら、また市営バスの運行など、それなりに努力してまいったところでございます。その段階で、平成15年度、16年度、そして17年度の予算編成の中では、それぞれ平均いたしますと約2,000万円ほどの歳入不足でありましたが、これは備荒資金等を取り崩して予算計上いたしました。どの年度も最終的には、取り崩した分を返納することができましたし、あわせて逆に、後ほど申し上げますが、備荒資金に積み立てる分まで持ったということ等を申し上げることができるのではないかと、このように考えているところでございます。

平成3年、青木市長が就任して以来平成14年度までの間には、約123億円の行財政改革を行ってきたわけであり。もちろん私はそれを継続推進する立場から、加えてさらに職員の協力、そして市民の協力を得ながら行革に取り組んでまいりまして、平成17年度末には、約170億円の累積効果を上げたものと私自身は考えているところでございます。青木市長から引き継いでから、金額に直すと約47億円行革に取り組んだということが言えるのではないかと思います。ただ、行財政改革は、首長が一方向的に削減するものではなく、それまで受益側の市民、あるいはまた職員、議会の皆さん方の権利のように存在していたものもなくなっていくわけであり。そのことに対して、市民全体の将来にわたってのことを考えるときには、ただただ市民あるいは議員各位の御理解をいただか

なければならぬと、このように考えているところでございます。

そしてまた、そうした部分で、市民の皆さん方にもそうした点のお願いやら、そして御協力をいただいてきたところでございました。今後も行財政改革を進めて、健全な財政運営を進めていく決意でありますので、今後ともよろしく御指導をいただきますことをお願い申し上げて、総括的に私のこの3年間にわたっての財政問題についての考え方を申し上げておきます。

以下、細かい数字等については、財政当局から答弁させますので、よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 私の方から平成17年度末の借金の状態ということで説明させていただきます。

まず、一般会計で説明いたしますと、起債の残高が17年度末の段階では113億7,500万円、それと債務負担行為ということで、後年度以降の支出が予定されているもの、これが5億8,500万円、それから損失補償ということで、1件ほど打っている部分がありまして、これはまだ債権確定しておりませんが、損失補償額が7億1,000万円ということで、一般会計ベースでいきますと、借金の状況というのはおよそ126億7,000万円というような状況になります。それから、全会計を合わせますと、起債の残高が211億8,400万円、それから債務負担行為が6億4,800万円、それから損失補償が7億1,000万円ということで、合計では225億4,200万円の状況になっています。ただ、この市債の部分につきましては、実質的には公債費等の算入部分ありますので、これよりは実質的な負担は下がってくるものと思っております。

それから、一時借入金の状況でございますけれども、17年度の最高の借入額ということになりますと、一般会計では15億9,000万円、それから国保会計で1億円、それから下水道会計で2億9,000万円、病院会計が4億7,700万円となっております。これらを合わせますと24億5,700万円となりますけれども、実質的には病院会計を除きまして、一般会計、国保会計、下水道会計、水道会計につきましては、これは一時借入金でございますので、年度内にその償還は終わっています。ただ、病院会計につきましては事業会計ということで、3月末現在では4億7,000万円ほどの残高がございますけれども、この部分は診療報酬等の収入が2カ月おくれで入ってくるというような状況がありまして、これらを考慮しますと、引き続き繰り越される部分ではおおむね2億8,000万円程度なのかなと思っております。この2億8,000万円程度の部分につきましては、病院会計は引き続き経営改善に努めたいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） ことしの3月の予算委員会でも、一定の財政質疑を交わしておりますし、毎年予算委員会、決算委員会あるいは所管調査等で財政論議をしてきておりま

すので、私なりに一定の認識を持っているつもりです。したがって、今17年度末という数字を答えていただきましたけれども、私の認識では一般会計は18年度末ではようやく100億円の大台を切ると、このような認識をいたしております。今、担当部長からの各会計総額、債務保証等を含めて225億円になんなんとするという、この数字が多いと見るか、少ないと見るかはそれぞれ論議の分かれるところなのだろうと思いますけれども、いずれにいたしましても、けさの新聞にもありましたように、夕張市の場合は、余り人様のかまどのことを論ずるのはいかがかと思っておりますけれども、地方財政法に抵触するようなテクニックを使っていないということは明らかだということを、私の口からも明言いたしておきたいと思っております。

そこで、質問を展開してまいりますけれども、何といたしても、この戦後、産業復興のために石炭産業が果たしてきた役割、あるときは増産体制を求められ、そしてあるときにはエネルギー政策が大きく転換を求められて、各炭鉱はスクラップ・アンド・ビルドということで来ているわけですけれども、そこで具体的には、本市の場合は、平成元年の幌内炭鉱の閉山対策、これが一つの近年で大きなエポックであったという認識をいたしておりますが、この幌内炭鉱の閉山対策に要した経費と、さらにはポスト石炭の振興策として三笠の観光事業の目玉というぐあいに当時は言われて出発した三笠鉄道村について、それぞれの事業費総額と市債の発行額及び現時点の残高について答弁をいただきたいと思っております。なお、鉄道村については、過去のまち特でこの質疑が交わされておりますが、前段も申し上げた現在の状況にかんがみて、最大の公の場であるこの本会議で再度答弁をもらっておきたいと、このように考えます。

さらに、閉山の時点で北炭幌内社に対して、三笠市の場合は貸付金のほかに、住宅、水道の使用料等、負の遺産が相当あったはずですが、それはどの程度のものであったのか、まずこの段階で答弁をいただきます。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 平成元年に幌内炭鉱閉山になりまして、その後、市としては閉山対策事業ということで取り組んでいます。それで、当時その閉山対策に借り入れを行った総額というのは、おおむね136億円ということで押さえています。それで、現在の部分では、この136億円がおおむね34億円程度今まだ残っているというような状況でございます。

それから、鉄道村の関係でございますけれども、鉄道村は昭和60年から平成4年にかけて事業展開していますけれども、事業費としましてはおおむね19億6,300万円程度、それで当時起債発行が10億9,670万円の起債を借り入れいたしましたけれども、この起債につきましては、平成17年度末をもってすべて償還を終わっております。

それから、負の遺産ということになりますけれども、当時、幌内炭鉱が平成6年のときに倒産いたしまして、その部分で市の債権放棄という部分がございます。それがおおむね7億円程度、それからその後始末ということで、北炭から土地を2億円ほど購入して

おります。これも北海道の借入金をもってやっていますので、これも負債になっております。そのほか前段に、例えば清住地区の振興開発のための用地取得ですとか、それから柏町のグリーンヒルズ、これは民間に売却しましたけれども、そういった部分での土地なども含めてやっております。いずれにしても、そういった部分ではかなりの閉山対策に一定の部分で経費を要したということになっております。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） 今の答弁の中で、青木市長時代に赤字決算の要因になった貸付金の未収額の分の答弁なかったと思うのですけれども。それから、閉山対策の136億円の残債について、もう一回答弁をお願いします。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 債権の部分でございますけれども、平成8年のときに、債権放棄ということで、当時市税の部分の滞納部分、これが4,000万円ほどございました。それから、延滞金が1億円ちょっとありました。それから、住宅、水道の延滞金ということで3億3,000万円、それから貸付金の元金ということで、これの残高が2億6,700万円、それからそれに対する遅延利息ということで、これが4,400万円でした。合計では7億8,751万4,000円になりますけれども、一応この部分を三笠市として債権放棄をしたということでございます。

14番（熊谷 進氏） 7億円に入っているのだな。

企画総務部長（森原 裕氏） 7億8,751万4,000円ですね。

それから、閉山対策の部分では、先ほど136億円の発行ということで、今17年度末の起債残高としては34億円ほど残っております。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） 市債の状況についてもう少し理解を深めたいと思いますので伺いますが、まず市債にもいろいろあるわけですけれども、特に本市のような過疎地の指定を受けている団体が認められております過疎債の関係ですけれども、交付税等で補てんされる市債ということでは、これがまさしくそうなのですが、前段の答弁で市債の総額は理解しましたが、今ここで言う70%補てんされた場合の実質的な債務あるいは残債という意味で、実質的な負担額を教えてください。さらに、市債のピーク時との比較と最近の借り入れと返済の状況、それから市債の残高の目標をどの程度の額に押さえているか。さらに、現在残っている市債の主な事業等についてもお示しをしていただきたい。

加えて、先ほど申し上げましたが、市民も三笠市の財政状況、特に市債の状況について大いに心配をしているものと思いますけれども、今後市民への公表をどう考えているか。今までも折に触れて、新年度を迎えたらその年の予算とか、財務状況について一定の公表はしてきていますけれども、正直言って一般的な企業の財務諸表と違って、非常に専門用語も多いし、一般市民には非常にわかりづらいものなのだという、まず私はそういう認識を持っているものですから、何回も言うようですけれども、旧産炭地5市1町、夕張がこ

ういう状態になったら、他も押しなべてそうなのではないのかと、本市もそうなのではないのかというその不安を明快に解消してあげる、払拭してあげるという観点で、今後の市民への公表をどう考えるのか。ここまで御答弁をお願いします。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 市債の残高、先ほどちょっとお話ししましたけれども、実質的な負担ということになりますけれども、例えば過疎債ですと、70%交付税で算入ということでございますので、実質的な負担は30%ということになります。そういった観点で試算いたしますと、現在、一般会計でいきますと113億7,500万円ほどの起債がございますけれども、これが約40億円ほど軽減されまして、実質的な負担は73億7,500万円程度になるのかなと。これは、ほかの会計等も合わせまして、約80億円ぐらい軽減されますので、全会計を合わせた部分では131億5,000万円程度になるのかなというふうに思っています。

それと、借入れの部分のピークということになりますけれども、一般会計でいきますと、借入れのピークにつきましては、平成9年度末で175億円の残債がございました。現時点では、114億円ということがございますので、この8年間で約61億円程度を減らしてきたということがございます。償還につきましては、今後、発行を抑制すればそれなりの償還も減っていくということになりますので、そういった部分では自立対策プラン等を合わせた中で発行の抑制を踏まえた中で、今後、今の段階では平成24年度の時点で残高をおおむね56億円から57億円程度にしたいというふうに考えております。

それから、起債の残高の中で主な事業の部分ということになりますけれども、例えば過疎債ですと18億6,000万円、それから公営住宅が15億6,000万円となります。個別の事業でいきますと、三楽荘、この部分が5億6,400万円ほどまだ残っておりますし、それからことぶき荘、これが7億2,100万円ほど残っております。それから、三笠ドームということでは1億6,900万円ということが残っております。その他ごみ処理関係では約6億2,000万円程度起債が残っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 市民への公表という部分で、私から若干申し上げたいと思いません。

今、まさに夕張市の状況でマスコミ等々が大きくテレビも新聞も非常に大きな取り扱いをしておりますので、市民もかなり心配しているだろうというふうに思っております。例年であれば、決算状況ということで、決算状況は大体11月ぐらいの広報で周知をしておりました。予算と決算だけの周知を年に2回にわたってしておりましたし、あとは人件費の状況ということでもう一度やっておりました。そういう状況で、それは例年のペースなのですが、今回はこういう大きな報道のされ方ですし、市民の心配な面等々を考えると、これはやはりうちのふだんの公表とは別にして、一時借入金も含めた借金の状況、夕張が

500とか600と言っている数字に比して三笠市はどうかということ、やはりきちんとした形で公表をした方がいいだろうというふうに思っております。時期的には、今はもう6月の半ばを過ぎておりますので、ちょっと7月は無理でございますから、なるべく早い方がいいと思っておりますので、これはちょっと7月が無理ということで8月にせざるを得ないのかなとは思っておりますけれども、例年とは別にこの部分だけ取り上げて、少しでも安心感を市民の皆さんに感じていただくということは必要かなというふうに思っておりますので、その500億円、600億円という、そういうものに比べて三笠市の実質的な借金の状況はこれだけありますと、今後もという意味も含めて、これは8月ぐらいの広報を目指してきちんとした形で市民の皆さんにお知らせしたい、そのように考えております。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） 次に、これもきのうの新聞でしょうか、ちょっと触れてありましたけれども、産炭法の関係です。時限立法として、10年間の時限立法で2回延長したのですから、30年間、平成13年に失効して激変緩和が今年度末に切れるということなのですが、冒頭触れたように、国策に翻弄されてきた旧産炭地にどんな救済策があったかといえば、一つはこの時限立法の産炭法と、もう一つは旧地域振興整備公団がつくってくれた工業団地。しかし、これとてもうちの場合は、第7次と第8次のはざままで、第2工業団地の政策については戦略を誤って一つの荷物を持ってしまったという部分が実はありますけれども、それはそれとして産炭法が失効してこの5年間の激変緩和、つまり失効前と今の激変緩和のこの5年間と単年度でどの程度の影響額があるのかと。それから、平成19年度、西暦で言うと07年度からは、激変緩和もなくなるわけですが、このときにどの程度の影響があるかと、これが1点目です。

それからもう一つ、この際ですから伺っておきたいのは、各種の目的別基金がありますね。福祉、教育、産業、経済等々、相当数の基金がありますけれども、条例上は市長が認めるときには、歳計現金に置きかえることができるというぐあいになっておりますけれども、しかしほとんどのものは市民からの浄財とか各団体からの拠出もありますので、そう簡単にこれは備荒資金のように取り崩して使えるという性格のものでないという認識を持っております。そこで、現時点における各種基金の総数と基金の総額、それからこの基金は一部土地開発公社に融資をしているというぐあいに理解をしておりますが、融資額は幾らになるのかと。

以上、答弁をお願いします。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 産炭法の支援ということで、御存じのように、産炭法そのものが昭和36年の11月からできまして、平成13年まで45年間続いたということでございます。三笠市におきましては、この実質的の支援という部分では、昭和44年からこの支援を受けておりまして、平成13年度までのいわゆる産炭法の中では73億9、

766万円の支援をいただいております。その後、平成14年度から18年度の激変緩和ということで、5年間の漸減でありますけれども、この部分が4億2,876万円ということで、ですから産炭法本体そのものでは、年に平均しますと2億2,417万円程度の支援をいただいていると。それから、14年からの激変緩和の中では、年平均しますと8,575万円程度の支援をいただいたと。ただ、実態的にはこの18年度で終わりますけれども、今年度の部分につきましては、交付税の産炭地補正ということで、これが650万円ほど今のところ、まだこれは7月に確定いたしますけれども、そのぐらいが見込まれています。ですから、そういった部分では、来年度以降の影響という部分では、今年度と比較いたしますと、650万円程度というふうになるのかなと思っております。

それから、基金でございますけれども、3月末の現在の残高では16億5,200万円分ほどの残高がございます。そのうち土地開発公社の貸し付けということでは4億9,400万円程度、公社に貸し付けをしております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） 三笠市は、平成3年度から職員数の削減を初めとした行財政改革に取り組んできておりますけれども、青木前市長が行財政改革に鋭意努力されて、12年間で123億円に上る効果を上げてきております。その行革が、財政面あるいは市債等の面でどういう効果があらわれたのか。考えられる範囲で述べていただきたいと思ひますし、また、今後の行革に対する考え方も述べていただきたいと思ひます。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 今、行革に対するお尋ねがございました。質問者がおっしゃったとおり、平成3年度から青木市長就任後、いち早く取り組まれてまいりました。この間、今おっしゃったとおり、青木市長の段階では123億円という総額が出ております。その間にいろいろと動きがありまして、平成6年度には幌内炭鉱株式会社が倒産と、この貸付金が焦げついたということで、1億4,600万円の赤字決算を余儀なくされたという事態がございました。この赤字決算は、翌年度に繰り越して、繰り越し繰り越していくものですから、5年間で解消しようという当時の予定でしたけれども、3年間で解消することができました。しかし、これを機に、当時、行財政改革推進委員会、市民も参加していただいて推進委員会をつくり、平成7年度から行財政改革大綱となるものを5年刻みでつくって現在に至っております。

一方、この赤字ということで、そのときの状況で当時の再建団体でありました赤池町に市の職員3名視察に参りました。これは青木市長の指示で当時の財政担当の部長、係長、担当者ということで行っておりました。やはり財政再建団体になったら、これはもう大変な事態だと、絶対避けるべきだということを当時はそういう強い思いを持ちまして、平成11年からこの行革の大綱とは別に財政再建10カ年計画なるものをつくっております。これはまだ平成20年度までということで、今はまだ現在生きております。例えば、起債

の借り上げ額や起債の発行額、これもこの当時つくった4億6,000万円までで抑えましょうということ、今もって堅持しております。これは青木市長の財産ということで、我々は今もってこの4億6,000万円に抑えて、そして片方では起債を10数億円を償還していくという手法をとっておりますので、10億円前後の起債が減って償還されていくという形を継続しております。

そんなことで、小林市長になりましても、今現在では約170億円の行革の総額と効果額ということになっておりまして、一番大きいのは職員に関するものがそのうち約60億円という大きなウエートを占めております。これは職員数の削減をはじめとして、いろいろな手当の削減等々も含め、市長手当等々も含め、一番大きな額でございます。

そういった中で行革を進めてまいりましたが、いろんな意味ではやはり今まであったものをなくするという意味では、市民の皆さんにも大きな負担を強いたこともあったのかなというふうに思っておりますけれども、これがあつたからこそ、今現在こういう予算の編成ができるのだというふうに思っております。ですから、この行革なくして今の予算編成は到底無理と。青木市長の段階では1年の平均して10億円ですから、何もしなければ10億円まだ歳出が多いということになります。だから、10億円の歳出が多いのに比べて、歳入10億円多くできるかといったら、これは今の歳入で精いっぱいですから、はっきり申し上げて10億円の赤字ということになってしまいます。ですから、そういった意味では、この行革の強烈な推進があつたからこそ、今はこういう予算編成ができて、何とか赤字を出さないで黒字決算で三笠市の財政状況はやっていけるということで、非常に私どもにとりましては、この行革の力というものは最たるものというふうに思っております。

私どもこれを受けて、今後もしっかりと行財政改革に取り組んで、さらなる改革、または委託等々の研究も含めてさらに邁進してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） 次の質問は、きのう谷津議員もちょっと触れられましたけれども、最近、国の地方に対する情勢を見ますと、一つは三位一体改革のさらなる推進、二つ目には交付税の根本的な見直し、三つには道州制の導入等があると思います。いずれも地方にとっては大変厳しい環境が予測されますが、さらに4月には政府が地方交付税縮減の骨太の方針を示すと聞いております。こうした環境下で、三笠市の今後のまちづくりの考え方、財政の見通し等について、考えられる範疇で市長の御所見を伺いたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 今、御指摘のありましたように、国の政策はまだ最終的には固まっておりませんが、きょうあたりは人件費の国家公務員、あわせて地方公務員、教員に対する縮減等、人員の削減あるいは給与の減額というようなことがきょうの新聞に報道されておりましたけれども、いずれにしても、決して楽観できる状況にはないということ

は、はっきりいたしているわけであります。特に、骨太の方針に盛り込まれる内容については、いろいろな意味で三笠市にとって厳しい状況になっていくだろうというふうに考えております。したがって、私ども自立計画の中でいろいろな年度計画、そしていろいろな取り組み等もやってまいりましたが、これをさらに今後ともしっかりと堅持しながら、行財政改革、そしてまた民間に回せるものについては民間に回していきたいと、そんな思いで財政運営を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。そんなことからいいますと、これからは市民の皆さん方にもある意味においては、大変な御協力をいただかなければならない部分があるかと思っておりますけれども、行政サービスを落とさないように、最大限の知恵を出して、そしてまた研究を重ねてしっかりとした市政運営を図っていく決意を改めて、今回の問題を通して感じたところでございます。

いずれにいたしましても、私の任期もことしいっぱいでありますから、次期のことについては多くは申し上げられませんが、いずれにいたしましても、次期の部分においても、それぞれの三笠のまちの進むべき道はそれしかないやと、だれもが考えてもそういう方向しかないだろうというふうに考えておりますので、そういった面で努力してくれるものだというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、地方交付税の問題についても、まだ明確な部分が出ておりません。ただ、今の総務大臣の竹中平蔵氏の言うには、面積と人口、どれをとっても面積は広いからよさそうかと思ったら、森林は除くと括弧書きになっているのでは、これはどうもならないわけですから。しかし、いずれにしても、厳しいことは予想されます。しかし、私どもは、特に今回の問題を通して、産炭地5市1町がこの明治維新から始まって、日本が国際的な地位を高めてきたこの110年間の中で、石炭産業が日本の国にとってどれほど大きな力になってきたかということは、歴史が証明いたしているわけでありますから、こうしたものが国家としてそうした厳しい状況に置かれている産炭地を、もし見殺しにするようなことがあるとすれば、それは日本の将来にとって極めて暗雲をもたらす政治でないだろうかと、このような思いをいたしております。そうしたことも、これから中央に向かってそれぞれの多くの方々とも力を合わせながら、さらなる市民の幸せのために努力していくことを改めて決意を申し上げて、答弁にかえさせていただきます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷進氏） 最後になると思っておりますけれども、きのうの小林市長の新聞談話でしょうか、身の丈に合ったというような部分がありましたけれども、まさにそういうことだろうと思っておりますし、今回の夕張のこの案件というか、事象を他山の石としなければならないということを、お互いにこれは市長はじめ執行部側だけでなく、私ども議会側もそういう認識を持たなければならないと感じております。

それから、もう一つあえて付言させてもらいますけれども、トヨタ自動車が世界に冠たるああいう状態になっても、なおかつ日々改善という言葉、これは英語圏その他では、も

う共通語になっているぐらい、その日々の改善、改善、これはちょっと改革とはニュアンスが違って、もっと個々の職員も身近なことを見渡せば、改善の余地があるのではないかという意味で、日々改善をして、市民に対し安全・安心なまちづくり、そして行政サービスを提供していくという姿勢を今後とも貫いていただきたいと、このことを要望して、私の質問を終わります。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、熊谷議員の質問を終わります。

次に、8番高橋議員、登壇質問願います。

（8番高橋 守氏 登壇）

8番（高橋 守氏） 平成18年第2回定例会に当たり、さきに提出いたしました通告書に従いまして御質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

1999年、平成11年7月に制定されました新農業基本法、俗に言われます食料・農業・農村基本法により、さまざまな農業政策の変更がなされてきております。最大の変更は、水田利用再編対策、減反政策であり、転作奨励金が産地づくり交付金となり、交付基準、交付額が大幅に下降修正されたことや、ことし5月29日から施行されますポジティブリスト制度につきましても、生産現場においては多くの問題を抱えております。

さらに、平成19年度より実施されます品目横断的経営安定対策につきましては、国が示した一定の基準をクリアできない農家は、交付金給付の対象外となるなど、地域農業の崩壊に発展しかねない重要な問題と考えているところであります。

また、農地・水・環境保全向上対策、俗に言われる環境等直接支払につきましても、農水省は8月末までに平成19年度農林予算の概算要求のために、早急に要望面積を確定し、提出するようにと、北海道農政部に報告がなされております。この対策事業につきましても、三笠市のインフラ整備事業とリンクすることも考えられることから、三笠市の一定の負担も出てくることになっております。この事業に対する市長の御所見をお聞かせ願いたいと思います。

以上で、登壇での質問を終了させていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 本件につきましては、むしろ私どもよりも質問議員の方が深く御承知のことだと思いますので、くどくどと申し上げることは、できるだけ避けたいと存じます。

おっしゃられましたように、国の19年度に向けての農業政策という部分では、食料・農業・農村基本計画に基づいて、どんどん実施されてくると。根本的にいろいろ書いてあって、例えば安定供給だとか、多目的機能だか、いろいろ書いてありますが、要は多くの部分については、担い手に対して政策を集中していくと。ですから、小さな農業者について、できるだけ農地の集約化を図って、大農家をつくっていくと、そういうような政策が端的に行われていくということだと思います。高橋議員既に御承知のことだと思います。

そこで、品目横断で、私どもの方で現在わかっている範囲ということでは、申し訳ありませんけれども、これは既に議員もおわかりのことかもしれませんが、若干だけ申し上げさせていただきます。生産者の急激な減少とか、それから高齢化が非常に進んでいるという点では、農業構造が非常に脆弱化していると。この脆弱化した部分を担い手という部分にシフトをしていながら、強い農業をつくっていこうと。つまりは、御承知のように毎日のように新聞に出ておりますが、WTO、それからFTAの問題、それからガットがWTOに移行していきまされたけれども、いわゆる多角的貿易交渉の問題があって、それらの中では、日本の農業そのものがもっともっと強くならなければならない、そういう部分だと思います。物の本をちょっと調べてみますと、日本の農業政策のゆがみというのは、典型は、減反政策であり、農地政策であり、農協政策だと。これすべてが弱くなってきているので、どうしても農業というのは強くなっていかないと。それらの根幹は、やっぱり農地政策にあるのではないかと。この農地政策というのは、一説によりますと、もう1980年ころには、日本の農業は10ヘクタールレベルぐらいまで上がっていなければならなかったというようなものもちょっと出ていたようでございますけれども、それが現在例えば三笠市で言いましても、6.3ヘクタールぐらいということで、これが遅々として、なかなか農地の集約化が進まない。これは、農地法関連の問題もいろいろあると思いますが、そういう状況の中で、現在その農業政策というのは、なかなか効果的なものが見出せないということで、こういう食料・農業・農村基本計画なんかもでき、そして既にできております水田農業ビジョン等に基づいた、いわゆる産地づくり対策等々の中で従来行われてきたのですが、これが今、見直されてきているということでございます。今回の品目オーダーにつきましては、生産物の販売収入では賄えない部分を賄っていこうということで、これは生産条件の格差補正対策交付金、それから担い手の販売収入の変動が経営に及ぼす影響を緩和していくというようなことで、収入変動と影響緩和対策交付金、これは要は従来収入と支出の関係で支出の方が上回るという部分については、そういう部分を面倒を見ていまいしょうとか、それからあるいは何年間の変化の中で農産物が上がったたり下がったりしますけれども、この下がった部分が大きい場合については、その部分を担い手の方々についてのみ経営安定を図るねらいで、交付金を交付しようということで、農業者にとっては、ある意味ありがたい政策ということになるのだらうと思います。ありがたい政策が、最終的に本当に農業者のためになるのか、強い農業が確立されるのかという部分については、多くの議論があるところのようでございます。

そこで、この対象品目につきましては、小麦・大豆・米・てん菜・でん粉原料のバレイシヨ等々と言われていまして、三笠で該当するといいたしますと米・小麦・大豆ということになるうというふうに思っています。そこで。支援を受けることができる対象者としては、認定農業者というのが前提でございます。つまり担い手ということでございますが、農業所得がおおむね480万円以上ということで、経営規模が10ヘクタール以上、こういうふうに言われています。先ほど申し上げましたように、三笠の農地がまだそこに満た

ないということですから、これに該当しない方々が出てくる可能性が大きいということ
でございます。ただ、最近では物理的特例ということでは若干見直される動きがありまして、
今のところまだ正式な通知はございませんけれども、6月末をめぐりまして、物理的な特性
の中では、面積的なものを緩和しようということでは、6.4ヘクタールほどになるのでは
ないのかというふうな言われ方をしていただいておりますし、それから所得特例の方も
480万円というのは、非常に厳しい農家もいるので、これの半分を超えて、この先ほど
申し上げました対象の作物が、3分の1以上という方については認めてもいいのではない
か、こういうふうになっております。三笠市では、現在農家の戸数を151というふう
に私どもでは押さえておりますけれども、そのうちこの対象品目を作付している農家とい
うのは63戸ほどであると把握してございまして、この63戸のうち、今のところ該当する認定
農業者は38戸ほどになるのではないかとこのようにおっしゃっていただいております。あと若干、今
の見直し等の中で見ていって、何とか可能性が生まれるだろうというふうな考えられてい
るのは8戸ほどございまして、合わせて46戸ほど、63戸からいいますと、73%ほど
の方が認定農業者と申しますか、この該当者として取り組んでいけるのではないだろう
かというふうな言われ方をしていただいております。

市の動きといたしましては、この認定農業者の確保ということを目指して、自営岩見
沢地域担い手育成総合支援協議会というのをつくらせていただきまして、これはことしの
5月でございますが、三笠市、岩見沢市、美唄市でつくらせていただきまして、これによ
る掘り起こしを現在行っているということでございます。全体をさらにさらに調査いたし
ました中で、1戸でも多く認定できるよう取り組むということになると思います。な
お、この認定農業者でなければ、もう農業はできないというわけではございませんので、
この辺の視点でもしっかり農協あるいは農業団体と相談をしながらしっかり御指導申し上
げるといふふうにしていかなければならないのだなと現在考えているところでございま
すが、農業政策がこのように3年に1回くらいのペースで、どんどんどんどんある意味では
毎年のように変わっていくということでございますので、そういう意味では、それに追
いついていながら、将来あるべき姿を模索していかなければならないのだらうと。いず
れにしても国際的な視点の中で、農業が農業としてだけの視点でなかなか語られるとい
うことが難しくなっております。御承知のように、やはり先進国はサービス業、それから
外国に資本投下していくという時代に入っておりますから、それらのルールづくりも含め
て、いろいろ協議が行われているようございまして、そうしますと農業でどこまで本
当に従来の既得権を守っていけるのかという部分も非常に難しいのかなと。その部分は、
また声を大にして守るべく努力していかなければならないというふうには考えてござ
いまいけれども、事は貿易交渉ですから、やっぱり総体的な中で議論されるということ
でございましょうから、その意味では、非常に暗い局面にあると、しっかりと慎重に対
処していかなければならないというふうな言われ方をしていただいております。

それから、二つ目におっしゃいました農地・水・環境保全向上対策でございます。これ

は、今度新しく出てまいりまして、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮ということを目的にして、こういうことをやっていくためには、基本となる農地・水・環境の保全と質的向上を図ることが大事だと。それで、それとともに農業が本来有する自然環境機能を維持増進することが必要だと、こういうことで、日本の農業があったために非常にきれいな水やなんかが確保されていっているということを強く主張して、従来から多面的機能という部分については言われてきた部分ですが、それをさらにさらに発揮させていくということだということでございます。

一方では、過疎化とか高齢化とかが農業者の中に混入化と申しますか、農業者でない方々も入っていくような時代になりまして、非常に集落としての機能、従来の農業としてのコア機能と申しますか、そういう集団的な意識の薄れと申しますか、そういったものがやっぱり起きているところもたくさんあるのだろうと。そこをしっかりとこういう施設を保全していくためにもそういう集落機能をしっかりと機能させていくと。一方で、農業者だけではなくて地域の方々も入っていただきながら、そういう活動の仕組みをつくり上げていくということが大事なのだろうというふうに言われておりまして、生産資源はもとより環境資源の保全活動、これは資源保全対策と言っているようでございますけれども、またそのほかに減農薬、それから減化学肥料などの先進的な営農活動、これは生産環境保全対策と言っていますが、これを一体的に取り組みながら農地・水・環境保全向上対策を実施していくということが言われております。対象地としては、農振農用地でありまして、三笠市の場合、1,123ヘクタールということで、全体が1,360と言われておりますので、その中では82.6%が対象地域だということでございますけれども、これはこの事業を聞いてすぐ浮かびますのは中山間の部分でございます。中山間の方でも一定の取り組みは行われておりますので、それに加えて、この事業を実施するといいたしますと、基礎部分と誘導部分というのがそれぞれありまして、国の方で、こういうことは最低しなければならない、次の段階では、こういうことは最低しなければならない、最後の段階でも、これは取り組まなければならないというようなものがありまして、それら非常に中山間が出発したときよりは大きく縛りがあります。その縛りをクリアできるのがどこまであるかと。私どもが見た感じでは、今のところ畑の部分というよりは、水田の部分が強いのかなと。つまり水という部分に着目した部分が大きいのかなというふうに考えておりますけれども、そういうふうになっていくのではないかと考えております。

そこで、負担割合は国が半分、残りの半分のうちの半分以上を北海道、そして三笠市が持つ、こういうことで取り組まれるようでございまして、現在、国の動きでは、過日この6月になりましてから空知支庁が我々のところに説明に参りました。説明に来て、即6月中には19年度の要望量調査が行われるので、それで数字を出しなさいとこういう話でした。ちょっとびっくりいたしまして、現在モデル事業として岩見沢市などが取り組んでいるモデル事業の成果も何も教えない、見せないで、もう即数字を出しなさいと、こういうことだったものですから、とんでもないなという意識でおります。しかし、いずれにして

ももう実施すると、先ほど委員がおっしゃられたとおりです。ですから、もうここは本当にめちやくちやに進んでいるなという印象でございます。

また、北海道の動き、これは国に対しての要請でございますけれども、その活動内容の先ほど申し上げましたような縛りとか、対象地域の支援の要件だとかというものについて、もっと広く地方の作業を認めてほしいとか、それからこれは市町村から言って、北海道に言わせていることですが、支援額に係る地方負担の問題についても、これは国のことを決めるのはいいけれども、地方の負担のあり方については、地方でやらせてくれとか、そういう地方負担に見合った交付税措置してくれとか、それからもう19年度に手を挙げなかったらもう認めないぞという姿勢が言われておりまして、これも体制整ったところから参画できるようにしてほしいと、そういうことについて、過日も我々の方からまたさらに申し上げたところでございます。

市の動きとしましては、6月23日に農業者がこれが実際にどの程度取り組み意識があるかということもありますし、本当にこの要望するとすれば、どういう地域をどう選定していったらいいのかということが非常に難しさがありまして、その辺土地改良区の区域を対象にした説明会をやりたいということで考えておりまして、現在準備を、それから相談をさせていただいているところでございます。メニュー的には非常に難しいものがありまして、ここのところはしっかり検討してまいらなければならないというふうに考えております。ただし、19年度の交付税の見通し、前段御質問いただきました中での御答弁にもありましたように、交付税が19年度から非常に圧縮を受けるのではないかと心配が現在されております。また、三笠市としての全体的な財政事情のこともありますので、これはどうしても予算編成時点において総合的な判断をすることになるのだなというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 大まかに今、答弁受けたとおりなのですが、そこに一つ一つ問題があると。最終的に言われた国が決めたシステムなのに、最終的に市町村に負担を求めると。こういうシステムがいいのかどうかという部分はあるのですが、そういうふうに法律で決まってきたということでございます。その中で、答弁にあったように6月いっぱい、また、ことし中に計画をして、19年度からその事業を取り組まない地帯においては取り上げないよということでございます。行政の予算の部分に係ってくることでございますから、なかなか私も言いつらい部分があるわけですが、19年度から取り組まなければ、その後一切その事業には取り組めない地帯になってしまう。そういう状況がありますので、これはぜひとも急いで、その対応策を図っていただきたい。先ほどもお話ししたとおり、国が決めた事業に一市町村が負担をしなければいけないということに対しては、市長会を通してでもそのことに対する不満、批判については私も同じでございますので、その辺はそちらの方で頑張っていただきたいとは思いますが、現実そういう形になっているという

ことの御理解と、19年度から事業を進めなければこの事業には取り組めない。

そして先ほども登壇での質問させていただいたとおり、事業の内容によっては市のインフラ整備との絡みも出てくるのかなと思っております。これいろんな形のパターンがあるのですが、言ってみれば用水の草刈りだとか、用水の周辺の美化というか、お花を植えたり、そういうことの事業も対象になると。それは、町内会を含めて参加することによって、そのことの可能性も出てくる。また、通常、用排水の排水の部分で市道等々の側溝がありますよね、そこの修理またはたまった残土を取り除くだとか、そういう部分というのは行政単独でしなければいけない事業の部分もあると。そういう部分を逆に言えば4分の1のお金でできるのですよというメリットもあると。それで、先ほどもお話ししたとおり、行政のやらざるを得ない部分をこの際その事業に乗せて進めていくことによって、三笠市も農家の方も、また周辺の三笠市民の皆さんもプラスになるようなことであれば、そういうものを積み上げて、この事業に乗っかるのはいかがなのかなと思っておりますので、その辺本当に時間がない段階でのお話で大変申しわけないのですが、早急にその部分を詰めて、ことしじゅうに計画をして来年度からの事業、決して農村だけよくしてくださいというお話ではなくて、先ほども話したように、市としてしなければいけない部分、また地域住民の方にとってもプラスになること、それに環境を一定に保持できる、また保持をしていかなければならないところに対する事業ということでとらえていただければ、全部の面積に網をかけることが可能かどうかは別にしましても、部分的にも対応ができる。一つの形としては、抜羽の沢からの、あそこの蛍の生息地、前の質問でもお話ししたとおり、蛍は環境のバロメーターだと言われておりますので、あそこをどういうふうな形の中で改修をし維持をして、そこに蛍が生存するのに影響のない環境をつくってやって、まちのすぐ近くからその蛍が見える場所がありますよという、この三笠のすばらしい自然の中で生きてみませんか、三笠で過ごしてみませんかというような形のものが、そういうためにこの事業を活用してみるだとか、いろいろな方法があると思います。それに特定しているわけではないですけども、先ほども部長言われたとおり、用水関係、水関係にはすごく簡単な事業でございますので、取り組みやすい形なのかなとは思っておりますので、一つの提言としてそんなこともお話をさせていただきたいと思っております。ただ、前段言ったように、急がなければならないということでございますので、その辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいなと。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 今お話ありましたこと、最近どうも国が一方的に話を決めて市町村負担を求めると。これは極めて一般論で最近多いという、そういう部長の発言でありまして、我々もそういうふうに強く感じてはおります。しかし、法治国家ですから、法律が国会で決まった以上は、それに対して私どもどう判断するかというものを持ち合わせなければならないと、こういうことになるだろうというふうに思っております。

そこで、今いろいろお話がありました。私どもも新しい事業ですので、果たして三笠市

の環境的な面で、農業者、町内会等々で、果たしてこういう事業がなし得ていくかどうか、また今お話あったように、全体が可能なのか、部分的に可能なのか、いろんなことがこの中では検討を重ねていかなければならないだろうというふうに思っています。本当にその19年度で頭出ししなければもう100%だめになるのか、または多少の救いの道が残るのか、この辺もちょっと見きわめなければならぬかなという思いもしております。今、表向きは19年度という質問者がおっしゃるとおりでございます。

そういった環境の中で、この19年度に対して、この事業をどうするかということは、これは農業団体とこれから、時間もないというのはおっしゃるとおりでございますので、予算化するためには年内に何とか方向性を見つけなければならぬということになりますから、これはちょっと農業団体等々といろいろ話し合い、協議の場を持ち合わせていただきたいなと思いますし、実際、具体的にそういうことがなし得る環境にあるのかどうかということも含めて、全体部分も含めて、これいろいろと検討させていただきたいというふうに思っています。最終的には年内ということになりますので、期限が定められておりますから、これは実現可能かどうかも含めて、少し勉強もし、検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 今、助役答弁のとおりなのでしょうと思います。なかなかこのシステムが今までのとおり農業者だけでできる部分というのが限られてきていますし、俗に言えば学校のPTAだとか自治会、要するに町内会だとか、いろんな形が組まれて事業に参加して、その事業が成り立つという形になっております。それで、先ほどお話ししたように、町内の美化のために花を植えたりすることもこれで可能だと。そういう意味では、今年度予算100万円を組んでいましたそういう事業プラスそういうことを含めてやることによって、それが4倍のことができるのか、4分の1で済むのかという部分も出てきますし、決してマイナスの部分だけではないと。ただ、急がなければならないということが大変なのであって、国は決していついつまで、概算要求はするための一定の積み上げの面積は出してくれという話なのですが、ただ一番強く出ているのが道段階なのです。道も財政が大変なようでございますから、そういうことを言うのでしょうかけれども、言ってみれば、いついつまで出さなければ、道も出さなければいけないのだから、そこで切らせてもらうよというのが、道段階で出てきているということもございまして、何とか急いだ形の中で取り組めるものから考えられるものから取り組んでいただいて、市民の皆さんのためにも、また基幹産業である農業のためにもなるような方法、また行政のインフラ整備の一部として利用するだとかということも総合的に考えて、できるだけ早く対処していただきたいと思っております。

この事業については、大体そういうことなのですが、先ほど言われた品目横断については、一定の知事特認という部分で緩和されて、三笠は6.4ヘクタールぐらいになりますよだとか、対象者は40何戸ぐらいになるのではないかと話があるのですが、ただ前

提は平成16年から18年までにそのものが作付されたという前提がなければその対象にならないということで、その16年から18年までに、その作物を作付していないところには、この品目横断の直接支払はしませんよということです。そして、そこで固定させていただきますという話も出ています。そうすると、言ってみればこれから農地を拡大して、規模を拡大して前向きに全力で農業に取り組みたいという、俗に言う担い手にしても、今度、麦だとか大豆だとか対象になる作物をつくっていないところ、言ってみれば農地は規模拡大する余地がないということになるわけですよ。それで、言ってみれば農地の流動化はとまってしまうという問題も出てくるわけ。逆に、三笠の場合は対象者が少ないから、その影響がそう多くないのではないかとわれてきていたのですが、逆に言えば、その対象者が少ないということは、この言ってみれば品目横断の中で得られる収入の対象もないということですから、それは農地についてくるものですから、言ってみればその権利のない農地を取得しても農家としてメリットがないということになってくるわけだ。その部分の解消がされなければ結局高齢化での農地の流動化が大変だと言っている、プラスそういう問題も出てくると。だから、一体何をつくっていけばいいのかという問題も出てきますので、そのことで先ほどお話ししたように、言ってみれば農村が崩壊する可能性も出てくるような大きな話なのですよということなのです。この部分について、結局先ほどのWTOの関係も出てくるのですけれども、それで麦だとか輸入農産物の関税が下がって入ってくると。そうしたら、今までは海外から入ってきた小麦を一定安く買って高く売って、その差額を日本の農業者の麦、大豆の金に補てんしていたわけですよ。結局安く入ってくるということは、その補てんができなくなるということですから、補てんができなくなった部分をこの品目横断で補てんしようということなのです。だから、輸入関税が下れば下がるほど、その補てん額というのはだんだん少なくなっていくということでございますので、これ言ってみれば自然に農産物の価格を下げていく方法ということなのです。それに耐えられるような農家がどれだけいるかということの中で、最初に国が一定の線引きをしたのは、10ヘクタール以上の農家でなければその対象にもしませんよということでございます。その部分を見て、その部分が前提にあって、果たしてこういう農政の中で、三笠の農業者がどのような対策をしていけばいいかということを考えていく中で、先ほど言った二分化していくと思うのです。ある程度面積を持ってやっていく農家と、そうではない形の農業者というふうに二分化していく。その片方の方でもおかしくなっては、また問題があるわけですね。ですから、今、三笠の農業の場合、野菜をつくる技術を一定に持っている。そのことで何とか所得を確保してきていると。その部分での何とか頑張ってきている部分が、今まで得られた支援策を受けられなくなるということでございますから、それ以上の行政として、また農業者の努力はまず第1点、それが一番最初にしていただかなければならないことなのですが、行政として農業をどういう形の中で支援ができるのかということ、今から考えていかなければ、この19年度からは明確にこのことがはっきりしてくる時代ということになっておりますので、その辺をまずどのように考

えられているのかちょっと聞かせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 質問議員言われましたように知事特認の問題については、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、6月末をめぐるといってございまして、今のところまだ来ておりませんけれども、そういうふうになっていく可能性は大だというふうに考えておりますので、そういう意味では、ある程度先ほど申し上げたような数字が確保されていくのかなと思います。

今おっしゃられました大きな視点での三笠市の農業というのは実際にどうあるべきなのか、とても大きなテーマで私どもが簡単に申し上げられるようなことではないと思っておりますけれども、基本的に今の農業については、先ほども申し上げたいわゆる多角的貿易交渉の中にもありますし、それから具体的にはこういう国の政策もありますけれども、非常に農業者に対して、何らかの所得を直接的に保障していくようなシステムを片方で持ちながら、今のような農地の流動化も図っていくというような政策も出しながらということでございますので、私どもの方で、それをこの政策のそれぞれのよしあしを吟味しながら、三笠市そのものの独自の農業政策というのはどうあるべきかということになると、非常に難しさがございます。ただ、少なくとも従来からその野菜を中心にして非常に良質のものができるまちであることは確かでありますし、農地面積は非常に小さいので、そうでありながら一方で、米は最高ランクにまで上り詰めたという実績がありますから、このところは農業者の方々としっかり組みながら、そういう政策は政策の乗る部分はきちっと乗りながら、一方でやっぱり独自の農業生産物の販売とか、そういうルートを切り開いていくような努力も必要なのだろうと。また、地域で安定的に農業者を確保していくということも恐らくは大事だ。つまり、新規就農の問題も陰に陽に絡まってくる問題でもあると私ども思っておりますし、それらを総合的に取り組んでいかなければならないということでございます。申し上げておりますように、ことしの市政執行方針にもその対談型の農業交流体験施設をつくりたいと、私どもでその研究をしていきますというふうに申し上げたのも、実はそういう視点がありますし、一方で議員も御参加いただいておりますけれども、農業問題の懇談会も私どもでつくらせていただきまして、農業の主たる方々お集まりいただいて、議論をさせていただいております。この中でも、全部もうあるべき姿をそういう中で御議論いただきながら模索をしていって、具体的なものをつくっていきたい。つまり、行政のひとりよがりとか国や道に言われる部分だけではなくて、地域の農業者が本当に何が欲しいのか、何が 필요한のか、そして三笠市のまちのためにはどういう農業が役に立つのかというのを、そういった議論の中で、しっかり見きわめていきたいというふうに考えてございます。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 基本的な姿勢を今お伺いして、私もそういう前向きに取り組んでいただけるものだと信じております。ただ、具体的にこれからちょっとお話しさせていた

できます。そのことの対応が早々にできるのか、できないのかということです。先ほどの言った意味では、環境等の直接支払いの部分で、いろんな私なりの考え方をお話しさせていただいて、こんなこともできるのではないかというお話をさせていただきましたが、その一つの中に、そのものがクリアされて、その部分とまた別な部分で、今度個々の農家ということになる可能性があるのですが、エコファーマー制度を取り入れることによって、一定の助成等々がされていくと。このエコファーマーという制度自体が、これは道あたりで認可していただけることになるのですが、言ってみれば自然に優しい農業に取り組む、この努力をしている人には一定の補助等々をしていきますよということでございます。この認定というのは、いろんな形、申請する場所というのは、いろんなパターンであると思うのですが、行政に申請する、またはその行政から言ってみれば北海道に申請するという形のものになっていく形です。その受け入れ態勢が三笠市としてとれるのかどうかということと、今、北海道でやっているのが「YES! clean」ということです。北の国農業農産物表示制度ということでございます。これについても、生産者から各市町村の協議会が設置されていけば、そこに申請し、道の方に申請して、その一定のものがクリアされていけば、このものを表示制度を使えるという形の中で、その産地の特徴を出していったらどうなのかということでございます。先ほどの中にエコファーマーというものが一定にクリアできる、本人の努力が一番なのですが、クリアできればそれに対して一定の対策ができるよということになっておりますので、その受け入れ、また、その態勢を早々に対応できるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 最近になって三笠市にいろいろお話をいただくケースもあって、三笠市の本当にその農業が安全で安心な農業をやられているのかどうかというようなことを非常に興味持たれている方も実はおられて、そういうところから、今の「YES! clean」の問題のお話をいただいていたいました。これはイコール先ほどちょっと出てきましたやはり減農薬、減化学肥料ということなのでしょうけれども、特に減農薬の問題については、低農薬だとかいろんな言い方があります。私どもとしては、そういう農業を模索していかなければならないと、これはもうよく農団の会長さんも言われておりますけれども、農産物の味を売るという時代より安全・安心を売る時代に現在なって、それが価格になっていると考えなければならぬ時代だとよくおっしゃっておられますので、私どももその認識は全く共通でございます。今のところ直ちにそういう協議会を立ち上げるとか立ち上げないかということについて、具体的に職場でやりとりしているという実績ございませんけれども、いいきっかけでございますし、私どもとしては、そういう議論をぜひ始めてみたいというふうに考えますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） そのクリーン農業推進協議会というのは、それ自体を立ち上げる

のは大した大きな問題ではないと思っているのですけれども、現状ある組織をうまく使えばできるのかなと思っておりますけれども、それに対象になる農業者の努力が一番大切になってくる中身は結構厳しい問題でありますけれども、消費者のことを考えれば、三笠全体の農業がそういう形に進んでいくということが、三笠の農業の特徴になり、消費者に対して安全で安心な農産物を提供できる。また、そのものがほかの市町村から来られる方をそのことに魅力を持って、三笠の観光に来るだとか、いろんなものが可能としてなっていくのかなと思っておりますので、小さい農村地帯がゆえにできる、取り組める方法としては、町を挙げてそのものに取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

また、今言われております生ごみの堆肥化という部分で、これに対してはいろいろ賛否両論あるのだと思いますけれども、今いろんな学説もあります。だから、そういうものをリンクしながら本当に安全なものを安心して食べていただける状況が間違いなく起こすことができるということであれば、大いにそういうものを利用して循環型の社会をつくっていく必要があるのではないかと、それが三笠の生きる道だという考え方もあるのではないかと考えています。ただ、そういう大きな流れの中に、先ほどもお話ししたとおり、ポジティブリストというのが5月の末に制度化されて執行されたと。これが農家のためになっているのか、消費者のためになっているのか、輸入業者のためになっているのか、ちょっとわからない部分がございます。先ほどもお話ししたとおり、現場でかなりの混乱を起こす可能性があるし、実際何かがあったときには、大変なことだなという部分なのですが、これ農薬基準を一定に定められたということなのですが、ある程度農業をやっていくのに、言ってみれば連作障害というものがあって、一定に違う作物を回しながら作付していく。十勝なんかでは、俗に言われている4年輪作という形の中で、麦・大豆・ビート・芋を4年ごとに回しながら植えていくと。こういう形の中でやっていく中で、芋に使っていい農薬が麦にかかってしまったら、それはドリフトというのですが、飛散をしてかかってしまったら、その農薬が基準として出てきた時点においては、その地帯の農産物すべて検査される可能性も出てくる。そういうようなシステムなのです。これは、食品衛生法で決められたのですが、これは輸入農産物を抑えるためにこういうふうにしたのですよということなのですが、実際今、農業者の方が混乱していると。極端に言えば、ハウスの中でトマトとキュウリと何かをつくって、一つの農薬をかけてしまった。そのうちのトマトにはかけていけない農薬だったと。そのトマトを買って食べた人が保健所に行って、これおかしくありませんかと言われたら、その産地自体が全部調べられると。また風評被害も出てくる可能性がある。あそこの産地は危ないよというような問題も出てくるようなシステムなのです。だから、本当はこれ輸入農産物を抑えるためにやったことなのですが、逆に言えば農業をできないような形にしてしまう可能性があるということで、だから隣の家で、隣の畑はタマネギをつくっていて、隣は麦をつくっていて、ちょっと風吹いたとき消毒をして、そのタマネギにかけてはいけない農薬がかかってしまったら問題なのですよということです。実際、現場の営農では、そんなことは不可能に近いとい

うこともあります。今、農業者が本当にその辺気にしながら進めているのですが、最大限今できる範囲のことは皆さん努力しているのですが、そういうような形のものもあって、今、非常に農業が大変な思いで、またいろんな規制の中で営農を進めていかなければいけないという中で、農業者が市民とともに環境を考えたり、市の財政を含めながら何かお手伝いができることがあるのであればという形の中で、先ほどの提案をさせていただいたということでございますので、市長の最後御答弁いただければありがたいと思うのですが、よろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 農業問題、私は三笠の農業を非常に大切にしていきたいし、それぞれ農家の皆さん方も一生懸命努力しているということは、私なりに評価いたしております。特に、かつて三笠の米も大した米ではないと言われていたものが、昨年はずいぶん最高ランクの7にまでなったということは、農家の皆さん方の大変な御努力によってそうなったのだろうと、このように思っておりますし、農家の方々とも懇談する中で、一生懸命自分の農業に対する誇りと、そして親子3代、4代にわたって三笠の農業を支えてきた、そういう自負と経験の中から生まれてくる農業者としての御努力、そして将来に向けて非常に不安を抱えながらも何とか農業を切り抜けていきたいという思いを感じておりますので、大変力を入れていることに本当に敬意を表しますし、私たち行政を預かる者も、そうした地元の農業者の努力あるいはそうしたものが市民にもしっかりと定着されて、どこの町のものよりも三笠の農産物が安心して安全なものなのだと、そういう思いで消費に努力していただくということも、行政として今後努めてまいりたいというふうに思っております。

先ほどからありました農業の品目横断的経営安定策等についても、北海道と本州では、実は正直言って、差をつけられているのです。先ほどお話ありました認定農業の問題についても、経営規模が北海道は10ヘクタール以上、ところが本州に至っては4ヘクタール以上ということで、最初から農林大臣だれかと思ったら、北海道出身の農林大臣なのです。その辺が私は非常に農業団体も、ぜひそうした北海道の事情に詳しい農林大臣がいるわけですから、北海道と本州とは決して、差別されるということ自体が私自身は問題だというように考えております。

それから一方では、最後にありましたように農業の問題、これは随分新聞なんかでもかなり厳しい状況になっております。こうなればこのまま厳密に調査されて、出荷停止というようなことになってくれば、工場の中しか農業はできないというようなことになってしまふわけでありまして。だから、そういったことを含めながら、今後の日本の農業のあり方が、それぞれ国際間のいろんな貿易摩擦の火種になっていることも事実でありますから、そういった中で日本の農業が根本的に将来にわたってどうなのかということのを大いに議論すべきでありますし、私は三笠の農家の方々、少ないがゆえにいろんな短時間の間に工夫することができるのではないかと、そういう利点と、もっと市民と消費者との間のコンセ

ンサスとでもいいでしょうか、意思の疎通を図る機会をぜひ行政としても考えてみたいかと、そんなふうを考えて、農業を大切にしていこう。まず、食の部分については、人間にとって極めて基本になる部分でありますから、安全・安心な作物が市民の口に供給できるように今後とも努力していくことの意味表示をして答弁にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 本当に力強い市長の御答弁をいただきました。

先ほど言ったように農業者も三笠という少ない農戸数の中ですがゆえに全体の力で一つの個性のある農業地帯をつくっていけるということも可能だと思いますので、いろんな制度を利用しながら、御協力いただければなと思っています。

御答弁ありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、高橋議員の質問を終わります。

これもちまして、通告のありました質問はすべて終了しました。

日程第2 例月出納検査の実施結果報告について（監報第2号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 監報第2号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員。

16番（阿部 進氏） ちょっと、実は報告13号に関連したことの監査の見解を聞きたい。3月、4月、5月と各会計現金収支状況、現金の現況、一時借入金の状況、一時起債の状況、基金の状況、こういうことで非常に詳細に適切に監査しているというふうに、監査に対しては一定の評価を与えたいと思っています。

ただ、基金の取り扱いについてなのですが、16億円あるうち15億円を貸し付けています。そして、その主要な先は土地開発公社です。土地開発公社の件に関しては、報告13号で質問したいと思っておりますが、いわゆる監査も土地開発公社の監査権限が、まずあると思っています。そこで、今まで余り監査委員会から土地開発公社に対する監査報告というのが出たという記憶は私はないのですが、現況のこの15億円の貸し付けの状況から見まして、監査としては土地開発公社をどのように見ているかということ、ちょっと聞かせていただきたいと思います。これは杉田監査でも、谷津監査でもどちらでも構いません。

議長（扇谷知巳氏） 杉田監査委員。

監査委員（杉田忠正氏） 土地開発公社への監査に対する考え方ということでございますけれども、現在まで具体的にその部分を指しての監査に踏み込んだという事例はござい

ません。阿部議員がおっしゃられるとおり、監査が踏み込んでいくことは可能な分野だと思っております。随時という形で踏み込むことも可能でしょうし、行政監査という立場で踏み込むこともできるでしょうし、また転記の中でその部分を扱うということも可能だと思っております。しかし、現実として、そこまで踏み込んだことは現時点でございません。その必要性を感じなかったと言ってしまうればそれまでなのですけれども、現時点まで踏み込んでいないということでお話しさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員。

16番（阿部 進氏） 特に責めているわけではないですよ。ただ、土地開発公社のことは議会で論議した経験が余りないので。そういう意味で、やっぱり重視して、報告13号では聞きたいと思っているのですが、その前提として監査やったことがあるとすれば、見解を聞かせておいてほしいなと、こう思ったことです。事後できるだけ努力はしていただきたいということもお願いしておきます。

それから、この16億円には、当然各基金に対して利息の払い出しというのが、受け入れがあると思っておりますが、この利息を行政としたら銀行に払うよりも基金への積み立てがふえるというためには、そこに払った方がいいというふうな思いがあります。ですが、金利の高さによっても判断がまた違ってきます。それで、この基金の貸付金利と、ほとんどのうちの借り入れは、そのほかは空知信用金庫ですが、この借り入れとの差とか違いとかそういうものがあるかどうか。監査として調べているとしたら聞かせてください。

議長（扇谷知巳氏） 杉田監査委員。

監査委員（杉田忠正氏） そこまで調べておりません。申しわけないのでけれども、この場で答える情報を持っておりません。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員。

16番（阿部 進氏） 調べていないのに聞くのは申しわけないのですが、ただ、この基金については、利息が入るから監査として貸し付けておいた方がいいというふうに僕は判断しているのです。その見解で、監査を基金として完全に置いておくよりも、置いておいたって預金したって全く利息かかりませんから、運用した方がいいと思っているのですが、こういう運用の仕方を正常であるというふうに判断しているかどうかというのを最後に聞かせてください。

議長（扇谷知巳氏） 杉田監査委員。

監査委員（杉田忠正氏） 確かに基金の中には、かつての利息ですか、これを当てにして運用する目的であったり、それから個人の寄附行為であったり、いろいろなこれだけの数の基金を持っているわけです。しかし、先ほども熊谷議員からお話があったように、一定の目的で持っているけれども、自由に使えるたぐいのものではないということも反面持っております。そういう背景の中では、今、阿部議員からお話のあったように有効に活用するということは、現時点では間違った手法ではないというふうに監査としては思っております。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みとします。

日程第3 報告第5号から報告第7号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 報告第5号から報告第7号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第5号議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第6号総務常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第7号民生経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから質疑を終了し、報告第5号から報告第7号までについては、報告済みとします。

日程第4 報告第8号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 報告第8号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

高橋委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長高橋 守氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（高橋 守氏） 「まちづくり活性化調査特別委員会」の委員長報告をさせていただきます。

平成16年第2回定例会で決議設置された「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成18年第1回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告申し上げます。

この委員会は、議長を除く全員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、5月25日開催の委員会では、工業団地開発株式会社の経営状況について、また、バイオマス事業の取り組みについて提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、工業団地開発株式会社の経営状況についての調査を行い、主な質疑といたしまして、1、土地の販売価格について、2、収支の状況について、3、未操業者への対応について、4、今後の見通しについて質疑がありました。

次に、バイオマス事業の取り組みについては、主な質疑といたしまして、1、施設建設に係る費用負担について、2、生ごみ収集量と堆肥生産量の見込みについて、3、堆肥の販売価格について、4、施設建設予定地と地域住民の理解について質疑があり、各質疑に対しまして、皆様各委員御承知のとおり一定の答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから質疑を終了し、報告第8号まちづくり活性化調査特別委員会報告については報告済みとします。

時間は早いですが、議事都合上、ここで昼食休憩に入ります。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 0時59分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 報告第9号 三笠市税条例の一部を改正する条例 の専決処分について

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 報告第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告いたします。

今回の専決処分は、平成18年3月31日付で地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要な措置を行ったものであります。

改正内容は、個人市民税において生活保護基準の変更に伴い、均等割、所得割の非課税基準額をとともに引き下げ、固定資産税においては、平成6年度以降実施してきました負担調整措置を引き続き講ずることとしながらも、課税標準の上限及び下限を定め、課税事務の簡素化を図ったものであります。

本来であれば議会提案すべきところではありますが、今回の法律が平成18年3月31日に公布され、その機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年4月1日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

報告第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第6 報告第10号 三笠市乳幼児医療費条例の一部を 改正する条例の専決処分について

議長（扇谷知巳氏） 日程の日程第6 報告第10号三笠市乳幼児医療費条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第10号三笠市乳幼児医療費条例の一部を改正する条例の専決処分について報告いたします。

今回の専決処分は、平成18年3月31日付で児童手当法の施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な措置を行ったものであります。

改正内容は、支給対象者の所得制限限度額の緩和が図られたことに伴い、乳幼児医療給付事業の助成対象者に対し不利益を生じさせないため、同法施行令に準拠している所得制限限度額を改正したものであります。

本来であれば議会提案すべきところではありますが、今回の施行令が平成18年3月31日に公布され、その機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年4月1日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

報告第10号三笠市乳幼児医療費条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第7 報告第11号 三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について

議長（扇谷知巳氏） 日程の日程第7 報告第11号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第11号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について報告いたします。

今回の専決処分は、平成18年3月27日付で非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、必要な措置を行ったものであります。

改正内容は、最近の社会経済情勢にかんがみ、消防団員等に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介護補償額の引き下げを行ったものであります。

本来であれば議会提案すべきところではありますが、今回の政令が平成18年3月27日に公布され、その機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年4月1日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

報告第 1 1 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第 8 報告第 1 2 号 平成 1 7 年度三笠市一般会計補正
予算（第 7 回）の専決処分について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 8 報告第 1 2 号平成 1 7 年度三笠市一般会計補正予算の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第 1 2 号平成 1 7 年度三笠市一般会計補正予算（第 7 回）の専決処分について報告いたします。

今回の専決処分は、地方債の決定に伴う整理と決算余剰額の調整のため、既定予算額に 6,272 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 104 億 3,917 万 4,000 円としたものであります。

その内容は、地方債について、借り入れに伴う許可申請に当たり、決定額が議決限度額を上回る 2 件、20 万円について増額整理を行ったものであります。

次に、歳出については、決算見込みにおいて一定の余剰額が見込まれたことから、将来の財政運営に活用するため、備荒資金組合に超過納付したものであります。

一方、歳入については、その財源として地方交付税等の増額決定に伴う未整理額及び一般寄附金を措置するとともに、備荒資金組合超過納付金積立予算調整額により整理したものであります。

本来であれば、議会提案すべきところではありますが、諸般の事情からその機会がないと判断し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

報告第12号平成17年度三笠市一般会計補正予算(第7回)の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第9 報告第13号から報告第16号までについて

議長(扇谷知巳氏) 日程の9 報告第13号から報告第16号までについてを一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますから、口頭説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第13号三笠市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

阿部議員。

16番(阿部 進氏) さきにも述べたのですが、土地開発公社、率直に言えば隠れたという言い方はちょっと悪いかもしれませんが、いわゆる行政のアキレス腱というふうに思っています。これを見ましても、やはりできるだけ早い解決をすべきだというふうに私思っています。借入限度額で11億6,000万円ですか、実際に借り入れているのは11億5,100万円ぐらいですか。そして持っている土地を見ると、いろんな事情があったとは思いますが、当然市が持っていなければならない土地と、例えば学校用地だとか、道路用地だとか、市が施設を持っている用地だとか、こういうものの整理は当然やっぱり早くやらなければいかんというのが事実です。そして借金を持っていると。これは14号、15号、16号も大体いろんな悩みを持っている問題なのだけれども、実際、特徴的にあらわれるのは土地開発公社。福岡の赤池の赤字団体も実は土地開発公社も入っている。入っていて38億円くらいかな、38億円くらいで赤字団体に転落した。私、実際行ってその現場を見てきているのです。そのことから考えれば、一般財源と同じように土地開発公社問題は、重視して問題に取り組んで方向をはっきり持っていく必要があると、こういうふうに私は思っています。一般財源では、さっき専決処分で説明されたように、非常に形よくなっているという感じはします。それも行政の努力だと思っています。それから、この土地開発公社問題については、今の市長ではなくて、前期の市長から同じような継続で、全くそのままつながってきているというふうに思われているのです。ですから、これはこのことも一つはある側によっては動機になって赤字団体に転落する可

能性だっではないわけではないですよという思いもあります。そういうことで見解を聞きたいのです。私、赤池見に行ったときは、非常にまず職員が今三笠でやられているようなことをやっていたよ、ただし、びっくりしたのは庁舎が立派になったということですがね。政府の認めるものは認めるのだけれども、徹底した合理化をやる。三笠の場合も、僕は市長なり助役なりの指導がよかったと思うのですが、非常に職員が協力をしていると。職員が協力してくれていると。都市公園のいわゆる草刈りもやり始めている。これは、赤池に行ったら、そのことを全部やっていました。トイレの清掃から何からやっていた。そればかりではありません。物品一つ一つ購入するについても、徹底的にチェックされている。そういうことでないと生き残れないということの実感を私は感じてきたのです。その意味で、私は、この土地開発公社問題についても、解決のためには、どのように、僕は現在ではちゃんとはっきりしたものは持っていないと思うのですが、今までどおりやっていくよというような、一部余った金で買いつけていくよというようなことだと思うのですが、将来的に見たら三笠市自身の一般財源のいわゆる起債と同じように問題を重視して見ていくべきだと、こう思っています。その点で、この実態をどう受けとめたいのかということについて、助役が責任者ですか、ひとつ聞かせてください。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 実態は質問者も十分御承知の上での質問というふうに思っております。

（「余りわかっていないのだ」の声あり）

助役（西村和義氏） この中で示されているとおり、約13億7,000万円の土地を保有して、公社名の土地があると、公社名義の土地ですね。それで、これは古くは昭和49年に取得している。それと、今、供用をしている土地で一番古いのは昭和59年。実は、このうちの約半分6億8,000万円の土地が、既に市が利用している土地です。市が利用しているわけですから、活用しているわけですから、その上に例えば学校を建てたり、市営住宅を建てたりしているわけですから、その底地がその事業を行うときに三笠市が取得しなければならなかった土地と、そういうことです。その土地を取得しないできていた。これが、この20年ぐらいにわたって、そういうことが繰り返されてきたというのは実態でございます。残りの約7億円近くは、これは公社が土地を買いましたけれども、まだ市が利用していない土地、例えばJR用地ですとか、それから北炭から買った土地もかなりの土地が残っております。これは、万やむにやまれず買った土地も今の言った土地もあります。ですから、土地を市が利用するという前提で先行取得した土地もあれば、またその万やむにやまれず取得した土地もあります。そういう中身でございます。この約20年間にわたって、一切手をつけてこなかったというのは、これは市として大きな問題だというふうに今現時点でそういう認識はしております。それで、最低限少なくとも、市が現在利用している土地については、市が取得しなければならない。そういう取得する方向で、我々物事を考えていかなければならぬだろうというふうに思っております。実際、

今残っている6億8,000万円、約7億円というのは、これは三笠市のいわば借金でございます。私、北海道新聞に申し上げました一般会計130億円という中に、この7億円分は入っております。借金という意識はしております。

ですから、これは決して自慢できる中身ではございません。対策としまして、これ今まで一切手をつけていませんでした。平成16年度に、この公社の土地をこのままでいいのかという議論を内部でいたしまして、その時点から決算で剰余金が出た場合、その2分の1、限度額を5,000万円ということで、その決算の結果によって、公社の土地を取得していきましようという方針は立てました。いわばこれ決算の剰余金ですから、ある意味では消極的な消し方ということになるかと思えますけれども、まずとりあえずそういう視点で出発しましようということで、16年度の決算を見ますと、それなりの剰余金が発生しましたので、約5,000万円近くの土地を三笠市がこの公社から取得してあります。17年度の決算も良好でしたので約5,000万円で、18年度のこれは12月ぐらいの議会になるだろうと思えますけれども、今年度5,000万円ぐらいの土地をこの公社から市が取得する予定にしております。これも供用済みの土地を取得する予定にしております。ただ、5,000万円で続けても、12年で6億円ですから、全部取得するには十三、四年たってしまうという状況になってしまいます。したがって、これは当面そういう方法を続けるといたしましても、さらに抜本的な解決に向けて、内容を検討していかなければならないのかなというふうに考えております。これは、私ども基本的には、隠そうとかそういうつもりは、さらさらございません。これは、現実的に供用している土地は、もう絶対三笠市の借金という意識は常に持っておりますので、この部分は、とりあえず今の方法で取得していきませんが、そのうちにまた抜本的なことも検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員。

16番（阿部 進氏） これは、さっき私、アキレス腱と言ったのですが、実際に深刻に受けとめるべきだと。確かに、隣に幹事さんいるのだそうですけれども、いろいろ聞かされる。ただ、そして理事も議員からたくさん出ているから、余り議会で本格論議していることがないのです。ないから何か隠れているような感じをしているのだけれども、実態としてそういう問題、今、助役が言われたような問題点を持っているよという意識を持ちながらやらなければいけないと思っているのです。そうでないと、一般的に赤字団体の転落については、夕張だけではなくて、あと10ぐらいはあるのだよということを日本経済新聞は公表していますよ、名前は言っていない。その中に三笠はどう見ても大分近づいているなという感じも受けるのだわ。はっきり言えば、もっと悪いのは芦別だろうし、赤平だろうし、歌志内だろうし、その次三笠だと。こんなことが公然と表明されてきている。だから、こういう実態を正しくやっぱり市民に伝えるものは伝えながら、協力をもらおうという姿勢で、この土地開発公社問題も解決していかなければいけないと思っているのです。買うときにだって、ぼやぼやしていると三笠市は土地価格が安いのに高く買わざる

を得なくなると。それは、全部税金ですよ、出ていくのは。それをやるためには、どうしても合理化を進めなければいかんと。これは、もう聖域なき合理化をしなければいかんと私は思っていますよ。ただし、急にやるのではなくて、協力をしてもらおうという姿勢でもってやっていくべきだと思います。だから、そういう危機意識でひとつやってもらうことを申し上げたいと思います。

決意のほどを聞かせてもらって終わりたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 合理化につきましては、先ほど申し上げましたとおり、行財政改革という大綱を中心にいたしまして、これからも鋭意頑張って努力してまいりたいと思いますし、また職員数の削減ということも150名体制を大前提にしております。したがって、150名になっても仕事できるのかと、それだけ人が減って仕事できるのかという不安も一方では抱えております。ですから、各所管には、それぞれ何が委託できるのか、委託業務を大いに民間の活性化を図るため、市の職員の削減に耐え得る業務内容にするために、両方の視点で大いに委託業務を考えてくれということでおろしております。そういった意味でも、この改革という意味では、大いにこれからも鋭意努力して頑張ってまいりたいと思っております。

この公社についても、私ども先ほど8月の広報で、三笠市の借金状況を公表すると言いましたけれども、これも市民にもきちんと公表したいと考えております。実態をあからさまにした上で、今質問者も話していただきましたけれども、協力いただくところは協力していただく。この実態を承知していなければ、ちょっとこれは何だということになりかねませんので、やはり実態はつぶさに市民の皆さんには公表していきたいと思っております。いずれにしても、これだけの今最低限6億8,000万円という、こういうものは最低限抱えております。この分を早期に解決できるように、改革の推進等も含めて鋭意努力してまいりたいと考えております。

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第14号株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

森田議員。

13番（森田三男氏） この資料を見る限りというより、これが実態であろうと。大変な努力をしながらも、立派な利益を上げているのだなと、このように敬意を表したいなと思っているわけでございます。この中にありまして、一言、二言お聞きしておきたいなと思うことがあります。

この売上原価、水道事業における売上原価、または廃棄物処理事業、または住宅浴場管理事業、この中に占める売上原価の中には、減価償却費、特に減価償却費が含まれているだろうと、住宅浴場管理事業については減価償却費がないのだろうと思っておりますけれども、含まれているのだろうということを確認しておきたいことが一つ。

それから、水道事業における売上原価の中に、一般管理費以外の現場に携わる方々の人

件費等が、売上原価に含まれていると、私はこのように見ているし、そのようになっていると思います。この一般管理費の中では、こんな少ない費用ではないということを考えておりますから、それに伴いまして、その売上原価に含む水道事業に携わる人員、それから廃棄物または住宅浴場にかかわる人数と、そしてそれにかかわる人件費、人件費ということは、ここに隣に一般管理費に出ておりますそもそもの給料ではなくて、それにかかわる賞与等福利厚生費も含んだ中での数字がわかれば教えていただきたい。すぐわかりますか、わからなかったら。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 売上原価の中に減価償却という部分が入っております。

それから、人件費の部分でございますけれども、人数は今把握できますけれども、金額ちょっと把握できませんので、とりあえず人数だけ報告したいと思います。

売上原価に算入されています人数につきましては、水道事業が正規職員が8人。それから季節雇用の職員が2人、それとパートが2人ということでございます。それから、廃棄物処理事業につきましては、正規職員が13人、それからパート職員が5人。それから住宅浴場管理の部分では、正規職員が1名ということで、この売上原価に算入されています職員につきましては、合計で正規職員が22人、それから季節雇用が2人、それからパートが7人となっております。

それから、一般管理の方の部分につきましては、これは社長1名と、それから事務の職員1名ということで、2名の部分をこの一般管理費の方の中で算入されております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） どうぞ森田議員。

13番（森田三男氏） この中で、いわゆる大変厳しい中であって、売上利益が努力しながら伸ばしているよと、その中でも売上原価の原価の低減に努めているとか、経費の削減に努めたよと、その結果であろうと、このように評価をしているし、売上利益についても伸ばしているのだと、このように感じるわけでございます。しかしながら、最後のトータル、水道事業においては大変いい成績を上げているのだと。

それから、廃棄物処理事業においては、この最後の数字がマイナスになっているということを見た場合に、こういう厳しい状況の中で、将来の廃棄物処理事業について、特に今年度ではなくて来年度におけるバイオマスの事業にかかわることで、ちょっとお聞きしておきたいと思います。このバイオマス事業を行うことによって、この廃棄物処理事業に及ぼす影響というものをお聞かせ願いたいなと。どの程度、例えば何%、数字と、どちらかでもお知らせ願いたいなと、特に数字でお知らせ願いたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 今、バイオマス事業を展開していくときに、現状、一般廃棄物の収集運搬、この部分では、パッカー車2台で、一応週2回収集運搬してございます。パッカー車1台に3名対応していますので、週1回になりますと3名の方が生ごみを

分別する人が必要なくなるという形になりますか。現在、廃棄物関係が、職員だけでいきますと12名ほどで対応していますので、3名という部分からいくと4分の1程度影響があるのかなというふうに考えています。

議長（扇谷知巳氏） 森田議員。

13番（森田三男氏） この4分の1、1台約3名で対応していると。この4分の1の人、言い直すと3名については、これが例えば雇用関係がどうなっていくのかと。恐らくバイオマスの方に頼んで引き継いでいただきたいというふうになるのか、ならないのか。会社が別だからといって、ずるっとなっていくのかなと思うわけです。特に、ここにマイナスが出ているという中で、なお事業が減る。このことについて、大変憂慮をされるべきことだと思います。特に、この余剰人員3名については、どのような対応をしていくのかなと、このことを。

それから、これでもう手を挙げるわけにいかないから、ついでにお聞きしておきます。大変いい成績を残しているという中では、配当金も200万円、こういう提示をしている。その中であって、市の出資何ぼだったかな、それをお聞きしておけば、これは約2,000万円の、何ぼだ、ここは。

（「資本金1,000万円だろう」の声あり）

13番（森田三男氏） 1,000万円だね。1,000万円に対する扱い、それは計算できますから、市の出資金が何ぼになっているかということだけあわせてお聞きしておきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 生ごみを分別したときに、3名の方が仕事がなくなるということで考えられますけれども、現在、バイオマスの事業を行う会社の方では、8名ほど地元から雇用するというので、管理者というのは、三笠市以外から1名参りますが、その方以外は地元から雇用するというふうに言っています。ですから、今の振興公社の方も含めて雇用していただくか、それからまた、新たに振興公社の方で別な仕事に振り向けることが可能なかどうか、その辺もう少し時間かけて調整させていただきたいというふうに思います。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 今、廃棄物処理事業の中でマイナスになっていると、そういう質問でございましたけれども、これ実は平成15年度に決めて16年度から実施しておりますが、委託料10%カットをしております。それで、16、17と、これで丸2年です。2%ずつ復元していっています。残り18、19、20と20年度で満年度です。ですから、そのカットを大幅にしまして、これはもう経費削減という意味で協力をいただいているということです。これは、この振興公社に限らずということですが、今復元中ということで、2%ずつ復元していっていますので、まだ復元の中途という状況でございます。16、17でまだまだ2年間ですから、4%復元していると。まだ残り6%復元、これから

毎年やっていくと、こういう状況です。そんなことで、この三角にならざるを得ないというようなことをちょっと御理解していただきたいというふうに思いますし、全体を復元すれば、これは解消できる金額というふうになる予定でございます。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 振興公社の出資金の関係でございますけれども、今資本金1,000万円ということで、それでそのうち三笠市が833万3,000円ということになっております。それから、個人が166万7,000円ということになっていて、合計1,000万円ということになります。

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第15号三笠工業団地開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、報告第16号三笠観光事業株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） きょうは、今の振興公社以外のこの三つ、本来ですと出資比率の関係がなければもう一つ振興開発株式会社の問題があるわけですし、いずれも助役が理事長、もしくは社長ということで、それはその立場なのですけれども、いわば小林市長にとっては負の遺産を引き継いだということになりますけれども、しかしこれはいきなり小林市長のときに負の遺産が出てきたのではなくて、青木さんが市長になられた平成3年にもこれらのことがあって、改善がなされたもの、あるいは着手できなかったもの、それぞれ阿部さんからの御指摘なんかもありましたけれども。

さて、そこで当然市長の立場で、この桂沢観光ホテルの財務状況等について、助役その他からお聞きになっていると思いますが、いずれにしても貸借対照表で明らかのように、相当大幅な債務超過会社でして、これはどうやって軟着陸をさせるかといえ、早く道の線型が変わって、そこの補償金で軟着陸ができれば、これは私なんかそういう思いであります。

さて、そこで3月の予算委委員会、あるいはそれ以前のまち特のときにも若干質疑を交わしておりますけれども、3月31日付で、流動資産中の現金及び預金は683万6,000円ですから、新年度どの時点下でも運転資金が枯渇するのではないかと、資金ショートするのではないかと、私の目にはそんなふうに見えます。ですから、この間予算委員会でも指摘しましたように1億1,000万円の貸付金についても、この回収については軟着陸の時点で何とかこれは回収しなければ、市のその後の決算等に大きな影響を与えるものと、こういう認識に立っております。それから、資本金の8,000万円は、いろんな倒産や清算の事例からしても、債権順位は相当低いものだと認識しますから、したがって1億1,000万円というこの部分が心配なところですが、それにつけても資金ショートを来すということは、またぞろ追い貸しということになると、1億1,000万円プラ

スアルファということになるわけですから、そこらの見通しについて、これやっぱり社長の答弁ですな、お聞きしたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） おっしゃるとおり、これも今では負の遺産と、そういうことになってきてしまっているという状況でございます。経営状況は御存じのとおり、本音を申しまして、美唄の温泉が非常に大きな影響を及ぼしています。湯治客は大幅に減りました。宿泊客も大幅に減りました。これは、もうある程度やむを得ないことというふうに思っておりますし、三笠の桂沢観光ホテル自体が修理しかやっこないホテルですから、何度も申し上げてますけれども、新しいことは何一つ投資できないできたということで、修理しかできないホテルですので、なかなか思うような収入が上げられない、宿泊が上げられない。それで、17年度も300万円の赤字決算を余儀なくされたと。これも大きな理由がありまして、一つは重油代、一つは思いもかけない修理代ということになりまして、それが赤字の要因になった。ただし、職員の手当等々につきましては、私就任してから毎年下げてきております。それでも追いつきません。そんなことで、職員も大変な状況の中で一生懸命頑張ってきてくれていますが、この状況という現状でございます。この今の資金ショートの話ですけれども、これちょっと会計担当と私も心配なものですから、いろいろ数字的なことを教えていただきました。とりあえず今年度は、もちろん宿泊とか現金の収入状況ですけれども、予定どおりの宿泊収入を上げることができれば、ショートは免れるでしょうという状況のようでございます。これが予定を大幅に下回った場合に、また資金ショートが生じるかもしれないということで、このところはひとつ踏ん張りどころということで、いろいろ市の担当も含め、桂沢観光ホテルの従業員も含め、岩見沢ですとか美唄にパンフ等々を自宅に配って歩いたり、いろいろ努力はしております。努力はしておりますけれども、まだ6月ですけれども、成果的には大きな変動はないという状況でございます。そんなことで、これ以上の現有預金が減額になれば、資金ショートを来すおそれは、今質問者おっしゃるとおり十分あるという状況ですから、私ども、ここはひとつ最後の踏ん張りどころという意味で、これ以上ちょっとこれは社長の答弁になりますけれども、市に負担はかけられないということを肝に銘じまして、経営してまいりたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷進氏） これは、社長一人を深追いしても、相当そう簡単に解決できる問題ではないというぐあいに認識をしております。最近に至っては、石狩の番屋の湯、あれも初年度とか2年度は、目標を相当上回るような好成绩だったものが、3年たち、5年たつと、あっという間にということで、何ぼですか、6億円かそこら身を削って足元の明るいうちに転売したと。ああいうぐあいに一定の身を削って処分しても買い手がつく施設であればいいけれども、うちのような場合は、ただでやるといっても、多分もらう人はいないのではないかなど。最近の情報では、美唄ももういつときの勢いを失っているよとい

うようなこともありますから、それで深追いをしても解決できないから、深追いはしません。ただし、あえて市議会議員として手を挙げたからには、何らかの余韻は残さなければいけないという思いで話しますけれども、たびたび言うように、当然この財務諸表は、ディスクロージャーという形で全職員に開示されて、いかに厳しい実態にあるかということは、もう既に確認されていると思います。しかし、散見されるのは、やはりここの従業員は親方日の丸という意識から脱し切れないのではないかとこのものをときどき感ずるものがありますから、午前中も申し上げたとおり、トヨタ自動車のこの改善という言葉は、世界にも片仮名でカイゼンというぐあいに、改善はトヨタに学べというようなことだそうですから、やはりもう一回この財務状況と自分たちの生活の場たるこのホテルをどうやれば少しでも改善できるかといったような、社長から近々中にぜひ訓辞だけは、議会からの厳しい追及をおれは受けたということだけは言ってもらいたいと。こういう発言で答弁あれば。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 私、就任して丸3年になりました。正直言って今質問者の発言にあったような雰囲気はまだ少し私も感じております。多少よくなったとは思ってきております。今まで何度か、この株式会社、このホテルで経営するのだから収入に見合った支出しかできませんと、給与もそれしか払えませんと。ですから、そういうつもりでサービスに徹して、さらにまた来ていただく、来ていただく、来ていただくというサービス業に徹して仕事をしてもらいたいと。もう市におんぶに抱っこは一切できませんと、私はこう言明しています。それで、そうしたあれで16年度と17年度、手当の率は下げました。実感として収入がそれほど予定より上がらなかったわけですから、これは下げざるを得ないと皆さんに説明した上で下げました。しかし、まだ若干今の言った職員の気持ちはまだ少し残っているようで、古い職員が、高齢者の方がかなりおりますし、長い間の積み重ねでしょうから、なかなか一長一短に排斥できない部分があるのだろうなどは感じております。しかし、今質問者おっしゃったことも含めて、これは私も責任ある立場ですから、これ以上長期借入れをふやさないためにも、毅然とした姿勢で職員に対応してまいりたいと思っておりますし、いろんなことを工夫して売り上げに努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解していただきますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、報告第13号から報告第16号までについては、報告済みとします。

日程第10 議案第31号 三笠市議会議員その他非常勤職員
の公務災害補償等条例の一部を改正する条例
の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の10 議案第31号三笠市議会議員その他非常勤職員の公

務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第31号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、市議会議員その他非常勤職員の補償制度について、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、通勤の範囲を複数就業者の就業場所から勤務場所への移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を新たに加えるものであります。

また、地方公務員災害補償法別表に定める各等級ごとの障害の程度を総務省令で定めることによる文言の整理を行うものであります。

施行期日は平成18年7月1日ではありますが、通勤の範囲を改定する規定については、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議案となっております議案第31号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第11 議案第32号 三笠市税条例の一部を改正する 条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の11 議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、個人市民税について、三位一体改革の一環として、国税の所得税から地

方税への税源移譲として所得割税率を一律化するほか、これに関し退職所得の計算方法の見直し及び譲渡所得等にかかわる課税の特例の率を引き下げ、住宅借入金等特別税額控除の新設などにより、個々の納税者の負担が極力変わらない観点から、改正を行うものであります。

次に、平成11年度の税制改正において、経済状況に対応した緊急避難的な特例措置として導入した定率減税を平成18年度をもって廃止するとともに、地震災害に対する国民の自助努力の促進から、損害保険料控除を改組して地震損害保険料控除を創設するものであります。

また、固定資産税についても、耐震改修を行った場合に税額を減額するものであります。

最後に、市たばこ税については、平成18年7月1日付で税率を引き上げるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第12 議案第33号 三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の12 議案第33号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第33号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、障害者が介護給付費等の支給を受けようとする場合、その支給要否決定を行うに当たっての障害程度区分の認定を行うとともに、必要に応じて意見を聞くために、障害者自立支援法に基づき設置する障害者自立支援審査会の委員定数を本条例で規定するため、必要な改正を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 3 3 号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 1 3 議案第 3 4 号 三笠市協同浴場設置条例の一部
を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 3 議案第 3 4 号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 3 4 号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額の改定に伴い、公衆浴場入浴料金との均衡を図るため、入浴料金の一部を改正するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 3 4 号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 1 4 議案第 3 5 号 三笠市国民健康保険条例の一部
を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 4 議案第 3 5 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 3 5 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、65歳以上の公的年金控除の見直しによる特定公的年金等控除額の経過措置の適用及び日英租税条約の見直しによる源泉徴収できない利子並びに配当等の規定を追加するとともに、市民税の分離課税の特例が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

なお、この条例中、特定公的年金等控除額の経過措置及び日英租税条約の見直しに関する規定は、平成18年7月1日から施行し、改正後の特定公的年金等控除額の経過措置の規定は、平成18年4月1日から適用するものであります。

また、市民税の分離課税の特例に関する規定は、平成19年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第35号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第15 議案第36号 三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の15 議案第36号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第36号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、消防団員等公務災害等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、消防団員の階級及び勤務年数に応じ、退職報償金の額を引き上げ、処遇の改善を行うものであります。

なお、この条例は平成18年7月1日から施行し、改正後の規定は平成18年4月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

す。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第36号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第16 議案第37号 平成18年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の16 議案第37号平成18年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第37号平成18年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額9億1,426万4,000円に1億1,275万1,000円を追加し、予算の総額を10億2,701万5,000円とするものであります。

まず、歳出であります。民生費では障害者自立支援法に基づき、新たに設置する障害者自立支援審査会にかかわる経費等のほか、児童手当の支給対象者の拡充に伴う電算事務処理システム改修費について措置するものであります。

衛生費では、バイオマス構想推進事業として、民間事業者の堆肥化施設建設に対する間接補助金と施設建設用地を土地開発公社から取得し、民間事業へ貸し付けを行うために土地購入費を追加措置するほか、住吉共同浴場のろ過機の故障による修繕経費について措置するものであります。

消防費では、老朽化の著しい救助資機材をことし更新する救助工作車と一体的に整備するものであります。

教育費では、学校安全の充実を図るため、子供の安全情報共有システム事業を全額国庫補助により実施するものであります。

災害復旧費では、5月18日発生した林野火災の鎮火作業等の応急措置について整理するものであります。

次に、歳入であります。歳出関連の特定財源収入9,416万5,000円のほか、堆肥化設備建設費の土地貸付収入23万3,000円を計上し、不足する1,835万3,000円は備荒資金収入の取り崩しにより措置するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

す。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第37号平成18年度三笠市一般会計補正予算（第1回）については、総務常任委員会に付託します。

日程第17 議案第38号 平成18年度三笠市老人保健特別会計補正予算（第1回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の17 議案第38号平成18年度三笠市老人保健特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第38号平成18年度三笠市老人保健特別会計補正予算（第1回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額27億4,960万2,000円に5,894万円を追加し、予算の総額を28億854万2,000円とするものであります。

まず、歳出であります。平成17年度の老人保健事業の確定に伴い、支払基金交付金及び国道支出金に精算還付金が生じたため、5,894万円を増額計上するものであります。

次に、歳入であります。前年度繰越金5,894万円を計上するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第38号平成18年度三笠市老人保健特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第18 議案第39号 平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の18 議案第39号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第39号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について提案説明申し上げます。

今回の補正は、65歳以上の公的年金控除の見直しにより保険料の算定に2年間の経過措置として、段階的に特別控除を設けることに伴い、歳入補正をするものであります。

補正の内容であります。現年度国民健康保険料に経過措置を設けたことに伴い1,300万円を減額し、この減額分を国民健康保険基金から補てんするものであります。

歳入歳出予算総額に変更はなく、予算総額を19億6,484万9,000円とするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第39号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第19 議案第40号 動産(救助工作車)の取得について

議長(扇谷知巳氏) 日程の19 議案第40号動産の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第40号動産の取得について提案説明申し上げます。

今回取得する動産は、老朽化が著しい救助工作車の更新に伴い、6月7日に入札を行い、落札者が決定し、購入しようとするものであります。

その内容は、落札金額5,040万円で、落札業者は田井自動車工業株式会社であります。

以上のとおり、予定価格が2,000万円以上となることから、「三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例」第3条の規定により提案いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第40号動産の取得については、総務常任委員会に付託します。

日程第20 議案第41号 若松・堤町団地公営住宅建替工事請負契約の締結について

議長（扇谷知巳氏） 日程の20 議案第41号若松・堤町団地公営住宅建替工事請負契約の締結についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第41号若松・堤町団地公営住宅建替工事請負契約の締結について提案説明申し上げます。

今回の契約は、若松・堤町団地公営住宅建替工事の実施に伴い、6月12日に入札を行い、落札者を決定し、仮契約を締結したものであります。

その内容は、請負金額5億9,115万円で、請負人は田端本堂・川上・長岡共同企業体であります。

以上のとおり、予定価格が1億5,000万円以上となることから、「三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例」第2条の規定により提案いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第41号若松・堤町団地公営住宅建替工事請負契約の締結については、民生経済常任委員会に付託します。

休 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明6月22日から6月27日まで6日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

6月22日から6月27日まで6日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

散 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これもちまして散会します。
御苦労さんでした。

散会 午後 2時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員